

J-STAGEセミナー

# 学術論文の利用と著作権 —平成30年改正により何が変わるか—

---

平成30年10月31日 14:10~15:00

文化庁 著作権課 著作権調査官

弁護士 澤田将史

# 本日の構成

I 著作権制度の概要

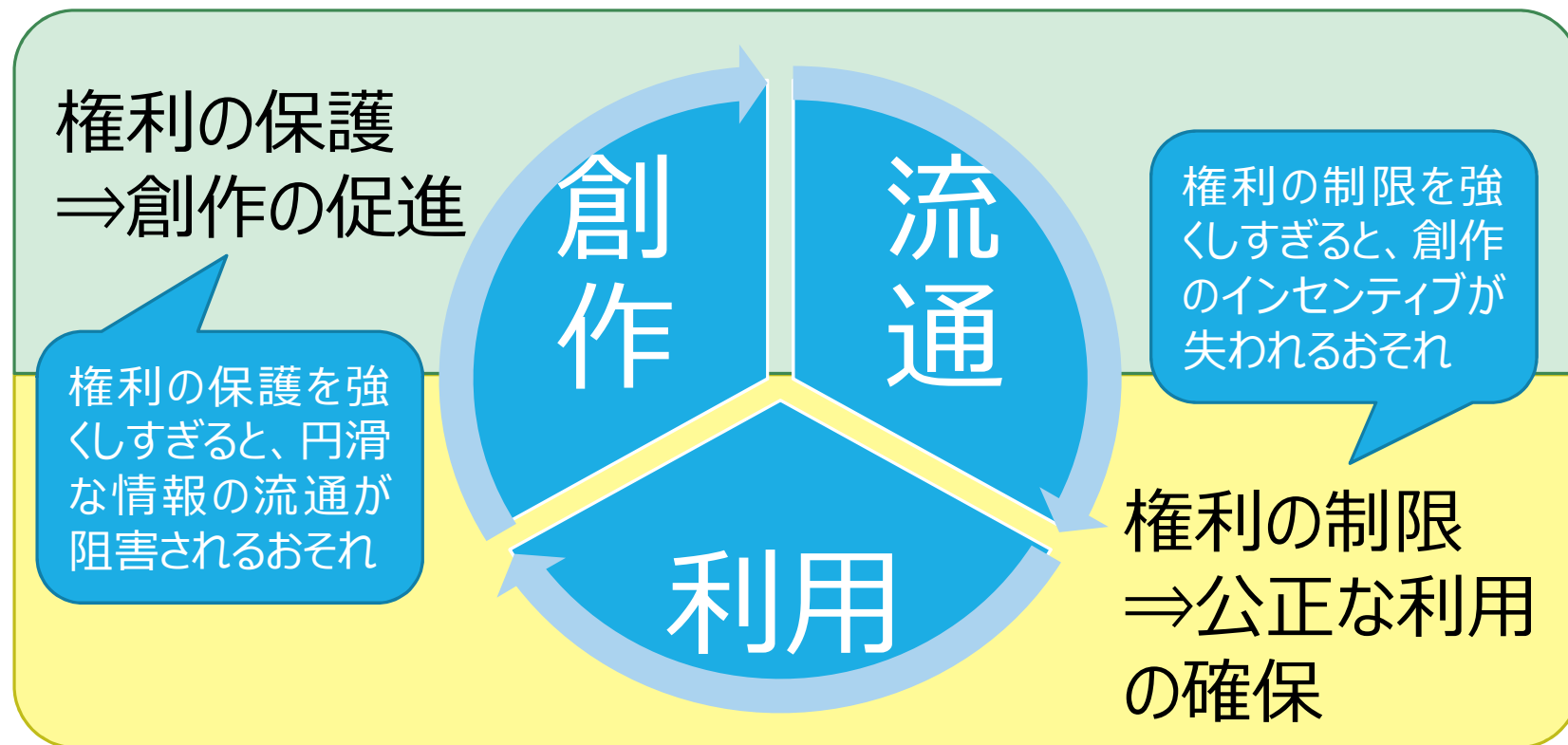
II 平成30年改正により何が変わるか

III 質疑応答

# I 著作権制度の概要

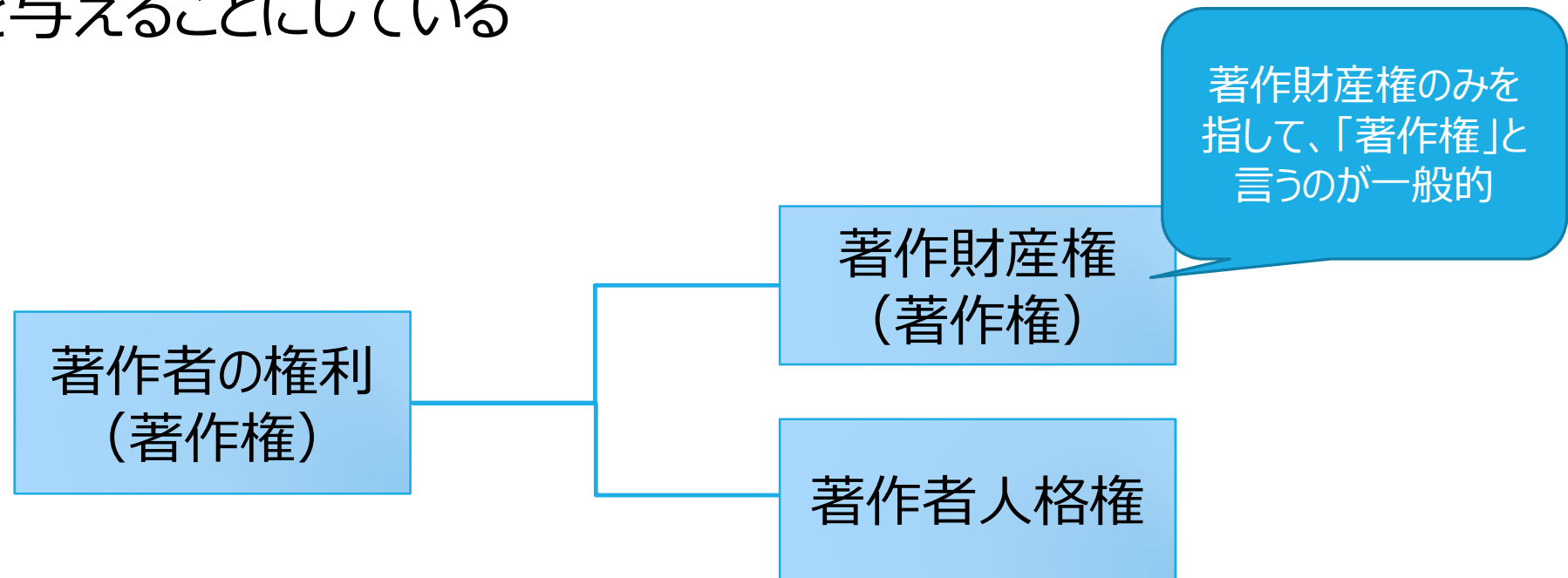
## 著作権法の目的（1条）

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し  
著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産  
の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文  
化の発展に寄与することを目的とする。



# 著作権法は何を定めているのか

著作権法は、文化の礎となる創作をしてくれた著作者に対し  
著作者の「経済的利益」を守るために「著作財産権」  
著作者の「心」を守るために「著作者人格権」  
を与えることにしている



## 著作権はどんな権利か

- 著作権者が他人に著作物を無断で利用されない権利（排他権）
  - = 著作権者が著作物の利用をコントロールできる権利  
(誰にいくらでどういう条件で利用させるか決められる権利)
  - = 著作物を無断で利用された場合に文句を言える権利  
(差止請求や損害賠償請求ができる権利)

## 著作権はどうやって発生するか

- 著作物が創作された時点で自動的に発生する
  - = 何の手続きを経なくても発生する（無方式主義）  
⇔方式主義（例：特許権、商標権）

# 著作物とは何か？

## 著作物

= ①思想又は感情を②創作的に③表現したものであって、  
④文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（第2条第1項第1号）

### ① 「思想又は感情」を表現したもの

- 人間の思いや考えを表現したものであること
- 単なる事実やデータは除かれる 例：本日のお台場は快晴

### ② 「創作的に」表現したもの

- 個性が何らかの形で表現されていること
- 模倣やありふれたもの（誰が表現しても同じような表現になるもの）は、著作物に当たらない。 例：著作権法は難しくてよくわからない

### ③ 「表現」したもの

- 人の五感をもって感知し得る形で表現されていること
- 頭の中のアイデアなどは著作物には当たらない 例：研究の構想

### ④ 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」もの

- 知的、文化的精神活動の所産であること
- 実用品は著作物には当たらないと判断される傾向にある 例：実験機器のデザイン

\* 著作物だが、例外的に著作権法の保護を受けないものもある（法令、告示等 テキスト8頁）

## 著作物性に関する裁判例の紹介

### 京都大学博士論文事件（知財高判平成17年5月25日裁判所ウェブサイト）

実験結果等のデータ自体は、事実又はアイデアであって、著作物ではない以上、そのようなデータを一般的な手法に基づき表現したのみのグラフは、多少の表現の幅はあり得るものであっても、なお、著作物としての創作性を有しないものと解すべきである。なぜなら、上記のようなグラフまでを著作物として保護することになれば、事実又はアイデアについては万人の共通財産として著作権法上の自由な利用が許されるべきであるとの趣旨に反する結果となるからである。

### インド人参論文事件（大阪地判平成16年11月4日判例時報1898号117頁）

論文に同一の自然科学上の知見が記載されているとしても、自然科学上の知見それ自体は表現ではないから、同じ知見が記載されていることをもって著作権の侵害とすることはできない。また、同じ自然科学上の知見を説明しようとするれば、普通は、説明しようとする内容が同じである以上、その表現も同一であるか、又は似通ったものになってしまうのであって、内容が同じであるが故に表現が決まってしまうものは、創作性があるということとはできない。もっとも、自然科学上の知見を記載した論文に一切創作性がないというものではなく、例えば、論文全体として、あるいは論文中のある程度まとまった文章で構成される段落について、論文全体として、あるいは論文中のある程度まとまった文章として捉えた上で、個々の文における表現に加え、論述の構成や文章の配列をも合わせて見たときに作成者の個性が現れている場合には、その単位全体の表現として創作的なものといえることができるから、その限りで著作物性を認めることはあり得るところである。



## 著作財産権・著作者人格権の内容 ～全体像～

### 著作財産権（著作者の経済的利益を守る権利）

- 複製に関する権利  
複製権
- 著作物の公衆に対する提示に関する権利  
上演権、演奏権、上映権、公衆送信権、公の伝達権、口述権、展示権
- 著作物の公衆に対する提供に関する権利  
譲渡権、貸与権、頒布権
- 二次的著作物に関する権利  
二次的著作物を作成する権利（翻訳権、変形権、編曲権、翻案権）  
二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

これらの個別の「権利の束」を「著作権」（著作財産権）と呼んでいる

### 著作者人格権（著作者の「心」を守る権利）

- 公表権
- 氏名表示権
- 同一性保持権

これらの個別の「権利の束」を「著作者人格権」と呼んでいる

**ポイント：**著作権法で定められた特定の利用行為のみに著作権が及ぶ（＝原則として無断ではできない）、それ以外の利用行為には著作権は及ばない

例：本を読む・音楽を聴く・テレビを見る・一人で鼻歌を歌うのは自由にできる

# 著作権財産権の内容

|                  | 具体例                         |
|------------------|-----------------------------|
| ①複製権             | コピー、スキャンデータの作成、録音、録画、ダウンロード |
| ②上演・演奏権          | 演奏、カラオケ、CD再生                |
| ③上映権             | 映写                          |
| ④公衆送信権           | Webへのアップロード、メルマガ配信、放送       |
| ⑤伝達権             | 放送番組をテレビで受信して伝達             |
| ⑥口述権             | 朗読                          |
| ⑦展示権             | (美術及び未発行写真の原作品の) 展示         |
| ⑧頒布権             | (映画の著作物の) 譲渡、貸出             |
| ⑨譲渡権             | (映画の著作物以外の) 譲渡              |
| ⑩貸与権             | (映画の著作物以外の) 貸出              |
| ⑪翻訳・翻案権          | 翻訳、編曲、脚色、映画化 (→ 二次的著作物)     |
| ⑫二次的著作物の利用に関する権利 | 二次的著作物の利用 (①～⑪)             |

※②～⑩は、公衆（不特定の者又は多数の者）に対する場合のみ権利が及ぶ

## 著作者人格権の内容

|         |  |
|---------|--|
| ①公表権    | 公表するかしないか、いつ公表するか、どこでどのように公表するかを決定することができる権利           |
| ②氏名表示権  | 名前を出すか出さないか、出すなら実名（本名）にするか、変名（ペンネーム等）にするかを決定することができる権利 |
| ③同一性保持権 | 著作物の内容や題号を、意に反して改変されない権利<br>* やむをえない場合を除く              |

### 法政大学懸賞論文事件（東京高判平成3年12月19日判例時報1422号123頁）

| 大学が学生（著作者）に無断で行った論文の改変  | 同一性保持権侵害か |
|-------------------------|-----------|
| 送り仮名の変更（例：「現われ」→「現れ」）   | 侵害        |
| 読点の使い方の変更（例：「…、等」→「…等」） | 侵害        |
| 中黒の読点への変更（例：「・」→「、」）    | 侵害        |
| 改行の省略                   | 侵害        |
| 加算の明らかな誤りの訂正            | 非侵害       |
| 明らかな誤植の訂正               | 非侵害       |

## 著作物を利用するための方法

他人に著作権がある著作物を利用する場合には、以下のいずれかに当たらない

① 著作権法上の自由に利用できる例外を定めた規定（権利制限規定）に当たる

例：引用、授業の過程における著作物の利用、情報解析

② 著作権者から利用の許諾（ライセンス）を受ける

例：利用許諾（ライセンス）契約、クリエイティブコモンズ（CC）ライセンス

\* 出版物については出版権の設定を受けるという方法もある

③ 著作権の譲渡を受ける

例：譲渡契約

\* ただし、著作者人格権については譲渡を受けられないことに注意

④ 権利者が不明の場合は、文化庁長官の裁定制度を利用する

裁定制度 = 権利者搜索の相当な努力をして、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料相当額の補償金を供託をすることで、著作物を適法に利用できる制度

# 自由利用できる例外 ～権利制限規定リスト①～

|           |   |
|-----------|---|
| 私的使用等     | 私的使用のための複製（第30条）                                |
|           | 付随対象著作物の利用等（第30条の2）                             |
|           | 検討の過程における利用（第30条の3）                             |
|           | 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用（第30条の4）             |
| 教育        | 学校その他の教育機関における複製・公衆送信（第35条）                     |
|           | 検定教科書等への掲載（第33条）                                |
|           | 拡大教科書、デジタル録音図書等の作成のための複製（第33条の2）                |
|           | 学校教育番組の放送やそのための複製（第34条）                         |
|           | 試験問題としての複製・公衆送信（第36条）                           |
| 図書館等      | 図書館等における複写等（第31条第1項）                            |
|           | 国立国会図書館の所蔵資料の電子化（第31条第2項）                       |
|           | 国立国会図書館からの図書館資料の自動公衆送信・複製（第31条第3項）              |
|           | 国立国会図書館によるインターネット資料・オンライン資料の収集・提供のための複製（第42条の4） |
| 美術品・写真・建築 | 美術品・写真のオリジナル（原作品）の所有者等による公の展示（第45条）             |
|           | 屋外に恒常的に設置された美術品、建築の著作物の利用（第46条）                 |
|           | 美術品・写真(原作品)を展示する者による解説・紹介用小冊子への掲載（第47条）         |
|           | インターネット販売等での美術品等の画像掲載（第47条の2）                   |
| 障害者福祉     | 点訳のための複製（第37条第1項）                               |
|           | 点訳データの蓄積・送信（第37条第2項）                            |
|           | 視覚障害者等向けの「録音図書」等の製作(第37条第3項)                    |
|           | 聴覚障害者等向けの「字幕」の作成等（第37条の2）                       |

## 自由利用できる例外 ～権利制限規定リスト②～

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 報道等                              | 時事の事件の報道のための利用（第41条）                     |
|                                  | 国等の機関での公開演説等の報道のための利用（第40条第2項）           |
|                                  | 情報公開法等に基づく開示等のための利用（第42条の2）              |
|                                  | 公文書管理法等に基づく保存・利用のための利用（第42条の3）           |
| 立法・司法・行政                         | 裁判手続、立法・行政目的のための内部資料としての複製（第42条第1項）      |
|                                  | 特許、薬事に関する審査等に関する行政手続のための複製（第42条第2項）      |
| 非営利・無料の場合等                       | 上演、演奏、上映、口述（第38条第1項）                     |
|                                  | 本などの貸与（第38条第4項）                          |
|                                  | ビデオなどの貸与（第38条第5項）                        |
|                                  | 放送番組等の伝達（第38条第3項）                        |
| 引用・転載                            | 放送番組の有線放送等（第38条第2項）                      |
|                                  | 引用（第32条第1項）                              |
|                                  | 行政の広報資料、報告書等の新聞、雑誌等刊行物への転載（第32条第2項）      |
|                                  | 新聞等に掲載発行された時事問題に関する論説の転載等（第39条）          |
| コンピュータ・ネットワーク                    | 公開して行われた政治上の演説、裁判手続における公開の陳述の利用（第40条第1項） |
|                                  | プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等（第47条の3）          |
|                                  | 保守、修理等の一時的複製（第47条の4）                     |
|                                  | 送信の障害の防止等のための複製（第47条の5）                  |
|                                  | 情報検索サービスの実施のための複製等（第47条の6）               |
|                                  | 情報解析のための複製等（第47条の7）                      |
|                                  | コンピュータによる情報処理の過程で行う複製（第47条の8）            |
| 情報通信技術を利用した情報提供の準備のための利用（第47条の9） |  |
| 放送局等                             | 放送事業者等による一時的固定（録音・録画）（第44条）              |

## 自由利用できる例外 ～引用～

以下の要件を満たす場合には著作物を引用して利用することができる（第32条第1項）

例：論文を書く際に他人の論文の内容を引く  
プレゼンをするときに他人の資料を示して言及する

- ① 公表された著作物であること
- ② 公正な慣行に合致する引用であること
  - 引用の必要性があること
  - 引用する部分が「明確に区別」されること
- ③ 引用の目的上「正当な範囲内」であること
  - 自分の著作物と他人の著作物との間に妥当な「主従関係」があること
  - 引用する分量が必要最小限度であること
- ④ 「出所の明示」が必要（複製は常に。複製以外は慣行があるとき）

## 引用の良い例

主従関係

従

主

この点、文化教授は、「引用部分」  
と主張する論文を発表し、当該見解を表明した。

(文化太郎・文化次郎著『著作権法概説(第3版)』87頁(文化丸出版、1995年))

しかしながら、この見解は、以下の理由から妥当ではない。すなわち、理論的にみても、  
であり、例えば、  
のような事例を考えた場合、文化教授の説によれば、  
という不合理な結論とならざるを得ない。むしろこの問題は、  
と考えるのが理論上適切であるし、  
条文の解釈としても、より素直であろう。このように解すれば、上記事例においても、文化教授説のような不都合は無理なく回避できる。

明確に区別

出所の明示





# 著作権侵害の責任

## 民事責任

- ①差止請求
- ②損害賠償請求
- ③不当利得返還請求
- ④名誉回復等措置請求

## 刑事責任

### 【個人】

10年以下の懲役又は  
1000万円以下の罰金  
あるいはその両方

### 【法人】

3億円以下の罰金

\* 上記は原則的な場合で、みなし侵害などは、一部法定刑が軽減されている

\*ただし、親告罪なので、権利者の告訴  
がなければ起訴されない

TPP11協定が発効した場合  
一部**非親告罪**に！

## Ⅱ 平成30年改正により何が変わるか

## 著作権法の一部を改正する法律の全体像

### ① デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

- ・著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等のための著作物の利用について、許諾なく行えるようにする
- ・イノベーションの創出を促進するため、情報通信技術の進展に伴い将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるよう、ある程度抽象的に定めた規定を整備する

### ② 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備

- ・ICTの活用により教育の質の向上等を図るため、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、許諾なく行えるようにする

### ③ 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備

- ・マラケシュ条約の締結に向けて、現在視覚障害者等が対象となっている規定を見直し、肢体不自由等により書籍を持っていない者のために録音図書の作成等を許諾なく行えるようにする

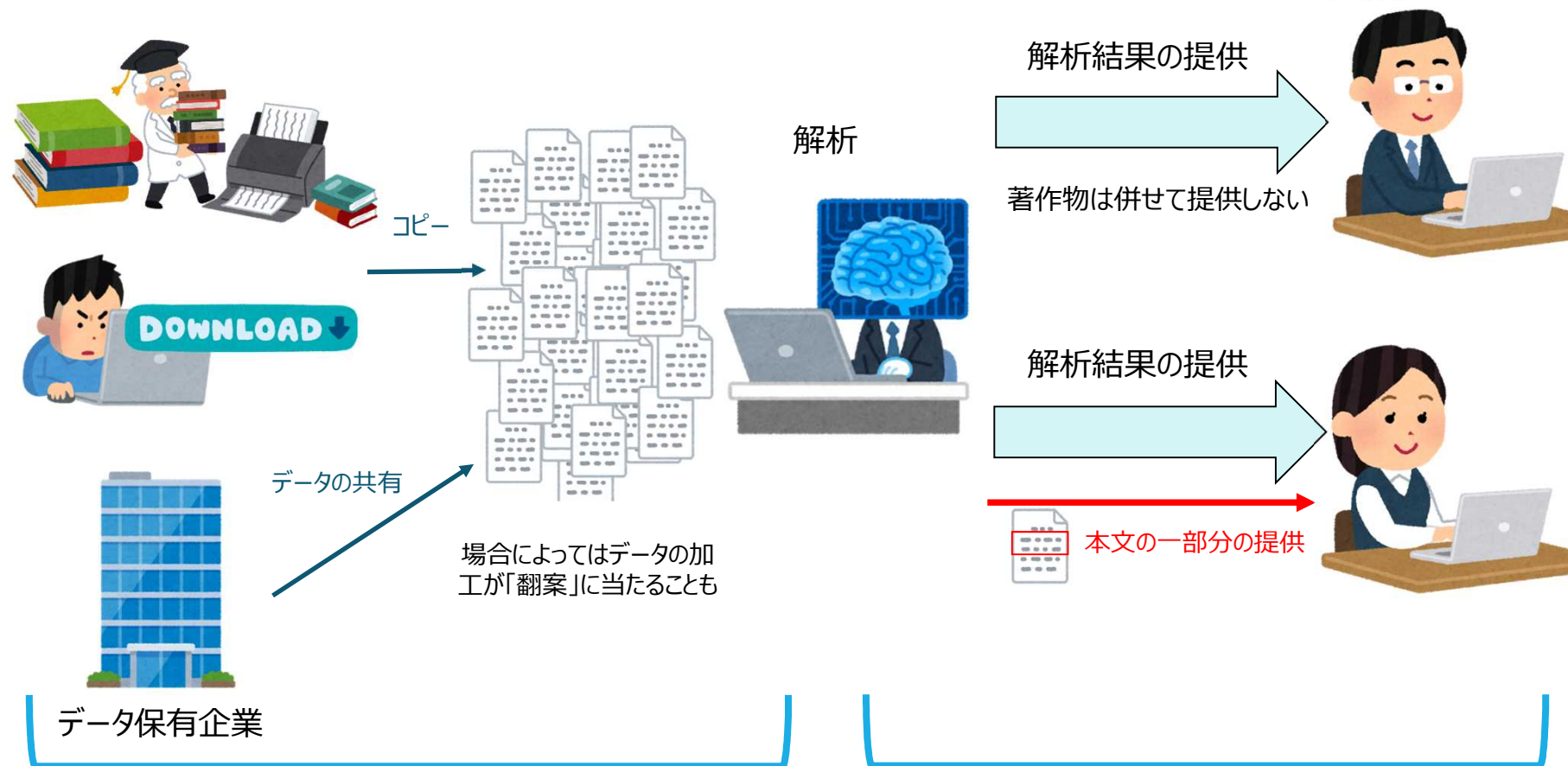
### ④ アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定等の整備

- ・美術館等の展示作品の解説・紹介用資料をデジタル方式で作成し、タブレット端末等で閲覧可能にすること等を許諾なく行えるようにする
- ・国及び地方公共団体等が裁定制度を利用する際、補償金の供託を不要とする
- ・国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付を許諾無く行えるようにする

#### 施行期日

平成31年1月1日（②に係る改正事項については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）

# テキスト・データマイニングの際の著作物の利用



解析前

解析に用いるために複製・翻案が行われる  
また、他の企業等からデータの共有を受ける場合には、譲渡・公衆送信等が問題となる

解析後

解析結果の提供に付随して、著作物を提供する場合も考えられ、その場合には複製・公衆送信・譲渡等が問題となる

# 現行法のテキスト・データマイニングに関する規定

## 現行著作権法第47条の7

著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる

ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない

- 情報解析の手法が「統計的な」解析に限定されていた  
→ AIによるディープラーニング（深層学習）が対象となるかについて疑義があった
- 情報解析のための著作物の利用が記録媒体への記録・翻案等に限定されていた  
→ 情報解析用データを集める者と情報解析を行う者が別の場合（協業の場合）が対象になるかについて疑義があった  
情報解析用データの多数者への共有等が対象となっていなかった

現行法は、一定の範囲で情報解析のための著作物利用を認めていたが、柔軟ではなかった

- ・解析手法の限定
- ・解析前のデータ収集の際の著作物の利用行為に限定がかかっていた
- ・解析結果に付随する著作物の利用について権利制限の対象となっていなかった

# 平成30年改正 ～解析前のデータ収集の段階～

## 改正後の第30条の4【条文の骨子】

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる

ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない

- ① 著作物利用に係る技術開発・実用化の試験の用に供する場合
- ② **情報解析**（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の**解析**を行うこと）**の用に供する場合**
- ③ ①②のほか、人の知覚による認識を伴わない利用の用に供する場合

○ 情報解析の手法の「統計的な」という限定が削除

→ **AIによるディープラーニング（深層学習）が明確に対象に**

○ 情報解析のためであれば「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」こととした

→ **協業の場合が明確に対象に。情報解析用データの多数者への共有等も対象に**

○ 「著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない」とのただし書を設けた

→ 規定を柔軟化するに当たって、様々な態様の利用が対象となるため、著作権者の**著作物の利用市場と衝突するような場合を権利制限の対象から除外**  
（例：情報解析用データベースを情報解析目的で複製する行為）

複製・翻案だけでなく、  
譲渡・公衆送信など全  
ての利用が可能に

現行規定が対象として  
想定していた行為は引き  
続き権利制限の対象

解析手法の限定やデータ収集の際の著作物の利用行為の限定を削除し、柔軟化

# 平成30年改正 ～解析結果の提供の段階～

## 改正後の第47条の5【条文の骨子】

**次に掲げる行為を行う者**（政令で定める基準に従う者に限る。）は、公表された著作物又は送信可能化された著作物について、必要と認められる限度において、**当該情報処理の結果の提供に付随して、いずれの方法によるかを問わず、軽微な利用**を行うことができる。ただし、**著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない**

- ① **所在検索サービス**（＝求める情報を特定するための情報や、その所在に関する情報を検索する行為）
- ② **情報解析サービス**（＝大量の情報を構成する要素を抽出し解析する行為）
- ③ ①②のほか、電子計算機による情報処理により新たな知見・情報を創出する行為であって国民生活の利便性向上に寄与するものとして政令で定めるもの

\* 第2項で準備のためのデータベースの作成・共有等も権利制限の対象

- 情報解析の結果提供に付随して、著作物を軽微な範囲で利用することができるようになった
  - ・ あくまで目的は情報解析の結果提供であって、著作物の利用は従たるもの
  - ・ 情報解析の結果提供に必要な範囲でのみ利用可能（例：結果が自己の関心に沿うものか確認できるよう一部分を表示結果の信頼性を高めるために一部分を表示）
  - ・ 利用する一部分は、割合・量等の外形的要素に照らして軽微でなければならない
  - ・ ただし書で、著作物の利用市場と衝突する場合は除外される
- 検索結果の提供に付随して、著作物を軽微な範囲で利用することも可能

解析結果の提供に付随する著作物の利用についても権利制限の対象となった

## 平成30年改正のポイント（まとめ）

- 現行法でも一定の範囲で情報解析のための著作物の利用ができたが、平成30年改正で情報解析に関する著作物の利用が更に幅広く可能となった
  - ・ 解析手法の限定なし
    - 深層学習（ディープラーニング）も明確に対象に
  - ・ 情報解析のためのデータ収集の際の著作物の利用行為に限定なし
    - 協業の場合も含め解析用データの共有が可能に
  - ・ 解析結果の提供に付随する形で著作物の一部分を利用できるようになった
- 権利制限の対象となるのは、あくまでも著作権者の利益を不当に害しない場合に限定されており、著作権者の著作物の利用市場と衝突するような利用はできない
- 情報解析を用いていたとしても、ユーザーにコンテンツを視聴させることを主たる目的としたサービスに著作物を利用することについては、権利制限の対象となっていないので、そうしたサービスでユーザーに提供するための著作物の利用については引き続き権利者の許諾を得ることが必要となる



# III 質疑応答